

八幡浜市 令和8年度

省エネルギー対応設備更新等 支援事業補助金

地域経済の持続的発展とエネルギー負担軽減を目指して

八幡浜市 産業建設部 商工観光課

補助金支給の概要

1/2

補助率

補助対象経費（原則税抜）を半分支援

300万円

上限額

下限額：総額10万円未満は対象外

📅 公募期間：令和8年4月1日（水）～

※先着順・予算の上限に達し次第終了

事業目的と対象者

事業の目的

物価高騰下における市内事業者のエネルギー費用負担を軽減。経営の安定化と地域経済の発展を図ります。

補助対象事業

市内の施設において、事業用に使用している既存設備を省エネ性能の高い設備へ更新する事業。

補助対象者

- 市内に事業所または住所を有する法人・個人
- 中小企業者・小規模企業者
- 個人事業主（農林漁業を含む）
- 商店街、自治会等
- ※市税の滞納がないことが条件です

申請から交付までの流れ



**【最重要】必ず「交付決定通知書」を受け取った後に事業を開始してください。
決定日より前に契約・発注・購入・工事等を行った場合は、補助対象外となります。**

補助対象経費の区分

- ✔ 設備費：本体購入、据付経費
- ✔ 工事費：配管、配線、付随工事
- ✔ 設計費：導入に必要な設計費
- ✔ その他：既存設備の撤去・処分費

対象外となる例：

土地・建物費用、PC・車両、事務機器、リース料、各種申請費用、振込手数料、居住用部分の経費等



省エネ性能の証明方法 (A・B・C)



タイプA

公的に認証された高効率設備

最新目標年度（4月1日時点）で

✓ **e** 省エネ基準達成率100%以上

または

✓ 省エネラベル★★★★以上



タイプB

計算による証明

既存設備と比較してエネルギー消費量が

10% 以上削減

されることを計算シート等で証明



タイプC

専門家の診断

左記A・Bで証明不可の場合、

専門機関（省エネルギーセンター等）による

「省エネ診断報告書」

を提出

※A・Bいずれかの証明により、有料の「省エネ診断」が免除されます。

申請必要書類チェックリスト

No	書類名	備考
1	補助金交付申請書	指定様式。誓約・同意書も含む。
2-3	事業計画書・収支予算書	指定様式。
4	見積書の写し	型番、金額内訳が分かるもの。
5-6	カタログ・既存設備写真	銘板（型番）写真が必要です。
7	納税証明書	市税の滞納がない証明。
8	省エネ性能証明書類	上記「タイプA・B・C」の書類。
9	設置場所の状況書類	位置図、配置図、平面図など。
10-	その他個別書類	履歴事項証明、確定申告書写し等。

【提出方法】 八幡浜市役所 商工観光課へ持参または郵送（必着）

お問い合わせ先

八幡浜市 産業建設部 商工観光課

 0894-22-3111

 syokokanko@city.yawatahama.ehime.jp

受付時間：平日 8:30 ～ 17:15

住所：八幡浜市北浜一丁目1番1号



財産処分制限あり
(単価50万円以上)



書類の5年間保管義務



変更・中止は事前承認必須